

高槻市男女共同参画推進条例

平成18年4月1日施行

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 市の施策の基本的事項
（第12条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

前文

すべての人が個人として尊重され、性別によって社会的な役割が決定されるのではなく、自分の意思で生き方を選択し、個性と能力を発揮することができる社会の実現が今強く求められています。

第二次世界大戦後、日本国憲法、世界人権宣言、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等においてうたわれている男女の「個人としての人格の尊重」、「法的・社会的平等」、「固定的な役割分担の解消」といった理念に基づき、また、「平等・開発・平和」をテーマとした国際社会の動向とも連動しながら男女平等社会の実現に向けた様々な取組が展開されてきました。

その成果として、男女平等に関する理解も深まり、社会の制度も整備されるなど着実な進展が見られるところです。

しかし、性別による固定的な役割分担の意識や慣習などの様々な要因によって、個人としての自由な活動の選択が妨げられているという実態がなお残存しています。

また、今日の経済情勢や少子高齢といった社会状況の変化に対応していくためにも、実質的な男女平等に向けた一層の努力により、国際的な人権の視点と価値観に準拠した多様で活力ある社会の実現が緊急かつ重要な課題となっており、その推進を図るために男女共同参画社会基本法が制定されました。

そこで、基本法の趣旨にのっとり、高槻市における男女共同参画社会の形成を推進するため、市、市民、事業者そして各種の団体が一体となって、積極的に取り組み、市民一人一人が自立した個人として生き生きと暮らすことができるようこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び各種の団体（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受できる社会をいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動によってその者に苦痛若しくは不快感を与え、又は性的な言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は配偶者であった男女の間において、身体的、精神的、経済的、性的又は社会的な危害又は苦痛を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による直接・間接の差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女が互いに身体的特徴についての理解を深め、健康の保持に配慮するとともに、妊娠や出産に関し女性の意思と男性の意